



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 芦 森 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 側 島 克 信
(コード番号 3526 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 松 尾 俊 樹
(TEL . 06 - 6533 - 9250)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 106 回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 . 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が施行され、電子公告制度が導入されたことに伴い、現行定款第 4 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款の内容を会社法の規定に適応させるための変更、新設、削除、条文の移動を行うほか、より効率的、機動的に会社運営を行うことを目的として、主に次の変更を行うものであります。
 - 単元未満株主の権利を明確にするための規定の新設
 - 株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をすることができるよう対応するための規定の新設
 - 取締役会の決議について、書面または電磁的方法により行うことを可能とするための規定の新設
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築できるよう、取締役の員数を 12 名以内に減員することとし、現行定款第 15 条について所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記の条文新設に伴い、現行定款の条数を順次繰り下げるほか一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(機 関)
(公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>大阪市において発行される日本経済新聞に掲載してこれを行なう。</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
(株式総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、22,000万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、22,000万株とする。
(新 設)	(自己株式の取得)
(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>
(新 設)	(株券の発行)
(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。当社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
(新 設)	(単元未満株式についての権利)
	第10条 当社の株主（ <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> ）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、本定款に別段の定めある場合を除き、必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者としてすることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿等及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条 (省 略) (新 設)</p> <p>(総会の議長) 第12条 当社の株主総会の議長は、社長がこれにあたる。 社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の代表取締役が、これにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿等、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第12条 当社の株券の種類、株主名簿等、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱、株主の権利行使に際しての手続等及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条 (現行のとおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(総会の議長) 第15条 当社の株主総会の議長は、社長がこれにあたる。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の代表取締役が、これにあたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p><u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(取締役及び監査役の数)</p> <p><u>第15条</u> 当会社の取締役は<u>15名以内</u>、監査役は4名以内とする。</p> <p>(取締役及び監査役の選任)</p> <p><u>第16条</u> 取締役及び監査役は、<u>株主総会で選任する。</u> 取締役及び監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役及び監査役の任期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は<u>就任後1年内</u>、監査役の任期は<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。 補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期間とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第18条</u> 取締役会はその決議により、取締役の中から社長1名をおき、必要に応じて会長、副会長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる。 取締役会はその決議により、取締役の中から相談役若干名をおくことができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第19条</u> 社長は会社を代表し、社務を統理する。 取締役会はその決議により会長、副会長、副社長及び専務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を定めることができる。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(取締役及び監査役の数)</p> <p><u>第19条</u> 当会社の取締役は<u>12名以内</u>、監査役は4名以内とする。</p> <p>(取締役及び監査役の選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 取締役及び監査役は、<u>株主総会の決議により選任する。</u> 取締役及び監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役及び監査役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は<u>選任後1年内</u>、監査役の任期は<u>選任後4年内に終了する事業年度のうちの、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会はその決議により、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長、副会長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。 取締役会はその決議により、取締役の中から相談役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第23条</u> 社長は会社を代表し、社務を統理する。 取締役会はその決議により会長、副会長、副社長及び専務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(常勤監査役) 第20条 当社は、<u>監査役の互選により常勤の監査役を1名以上おく。</u></p> <p>(取締役及び監査役の報酬) 第21条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会でこれを区分して定める。</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>(営業年度) 第24条 当社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(利益配当金) 第25条 当社の利益配当金は、<u>毎営業年度末現在の株主名簿等に記載又は記録されている株主もしくは質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当金) 第26条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録されている株主もしくは質権者に対し、中間配当金として金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第27条 <u>利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> (新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(常勤監査役) 第25条 当社は、<u>監査役会の決議により監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。</u></p> <p>(取締役及び監査役の報酬等) 第26条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議でこれを区分して定める。</u></p> <p>第27条 (現行のとおり)</p> <p>第28条 (現行のとおり)</p> <p>(事業年度) 第29条 当社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(期末配当及び基準日) 第30条 当社は、<u>毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当及び基準日) 第31条 当社は、<u>毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第32条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> <u>前記の金銭には利息を付けない。</u></p>

以 上